平成２２年（フ）第６１号
神戸市西区玉津町出合360－７
債務者　春幸住建こと　岡田　幸三
1　決定年月日時　平成22年３月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２２年（フ）第６２号
神戸市西区玉津町出合360－７
債務者　岡田　春美
1　決定年月日時　平成22年３月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２２年（フ）第６５号
兵庫県明石市大久保町山手台３丁目59－１
県住23棟106号
債務者　竹田　義仁
1　決定年月日時　平成22年３月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２２年（フ）第２４号
鳥取県八頭郡八頭町郡家62番地19
債務者　林　都美雄
1　決定年月日時　平成22年３月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第３５号
鳥取県鳥取市浜坂３丁目４番27号、旧住所鳥取県鳥取市浜坂３丁目18番11号
債務者　小野　優一
1　決定年月日時　平成22年３月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第６１号
徳島県阿南市横見町上木戸15番地９
債務者　吉岡　郁美
1　決定年月日時　平成22年３月２日午後３時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
徳島地方裁判所阿南支部

平成２１年（フ）第７３号
徳島県阿南市羽ノ浦町春日野１番地126　市営住宅701
債務者　吉田　正行
1　決定年月日時　平成22年３月２日午後３時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
徳島地方裁判所阿南支部

平成２１年（フ）第７７号
徳島県阿南市那賀川町中島913番地２　中島住宅133号室
債務者　土橋　　守
1　決定年月日時　平成22年３月２日午後３時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
徳島地方裁判所阿南支部

平成２１年（フ）第８０号
徳島県阿南市領家町天神原454番地１　リッチｄｅ阿南Ⅱ506号室
債務者　中岡　孝行
1　決定年月日時　平成22年３月２日午後３時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
徳島地方裁判所阿南支部

平成２２年（フ）第２２号
大分市大字東上野387番地
債務者　大平ミエ子
1　決定年月日時　平成22年３月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２２年（フ）第１０９号
大分市西春日町４番１号西春日ビル505
債務者　阿部やよい
1　決定年月日時　平成22年３月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２２年（フ）第２１号
宮崎県えびの市大字原田2188番地　市営建山団地16号
債務者　橘木　弘志
1　決定年月日時　平成22年３月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２２年（フ）第４１号
宮崎県都城市鷹尾１丁目3733番地１　宮丸西55－１－57、前住所宮崎県都城市上長飯町18号２番地　ヴィラエミネンスＣ202号
債務者　白井　清美
1　決定年月日時　平成22年３月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２２年（フ）第４５号
鹿児島県鹿児島市平川町493番地６
債務者　中間建一郎
1　決定年月日時　平成22年３月２日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第５２号
鹿児島県鹿児島市谷山中央２丁目702番地41印刷Ａ棟203号
債務者　安樂　正人
1　決定年月日時　平成22年３月２日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第６１号
沖縄県島尻郡南風原町字喜屋武178番地
債務者　野原　善和
1　決定年月日時　平成22年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２２年（フ）第８号
福島県西白河郡西郷村大字熊倉字折口原195番地17
債務者　笠原サト子
1　決定年月日時　平成22年３月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月７日まで
福島地方裁判所白河支部破産係